

【 月額顧問報酬 】

従業員人数	顧問プランA
1～4人	15,000円
5～9人	20,000円
10～19人	25,000円
20～29人	30,000円
30～39人	40,000円
40～49人	50,000円
50～59人	60,000円
60人～	別途、協議

従業員人数には、役員・社員・パート・アルバイト 全て含みます。
 なお、上記の報酬金額は目安であり、受託範囲や受託内容によって変動があります。

- ・顧問プランA(労働・社会保険関係法令の基づく手続き+労務相談)
- ・顧問プランB(顧問プランA+給与計算)

【 労働・社会保険関係法令に基づく手続き 】

業務内容		顧問契約	顧問契約なし
社会保険労務士法別表第1のうち、8つの法令に基づいて行政機関等に提出する申請書の作成及び提出代行に関する業務 (但し、年金裁定請求は除く)	基本報酬	顧問プランAは基本無料	10,000円～
労働保険 社会保険 新規適用・廃止手続き	基本報酬 被保険者数 10 人以上	20,000円 1,000円/名 加算	30,000円 1,500円/名 加算
労働保険事務組合への新規委託手続き 労災保険特別加入	基本報酬 被保険者数 10 人以上	20,000円 1,000円/名 加算	30,000円 1,500円/名 加算
労働保険の年度更新 労働保険料概算・確定申告	基本報酬 被保険者数 10 人以上	顧問月額相当額 1,000円/名 加算	30,000円～ 1,500円/名 加算
社会保険の標準報酬改定 算定基礎届 月額変更届 賞与支払届	基本報酬 被保険者数 10 人以上	顧問月額相当額 1,000円/名 加算	30,000円～ 1,500円/名 加算

【 就業規則等の作成・変更 】

業務内容		顧問契約	顧問契約なし
就業規則の新規作成	業務量・内容により 別途 ご相談させていただきます	50,000 円～	80,000円～
就業規則の変更・法改正対応		30,000 円～	50,000円～
賃金・退職金規程		30,000 円～	50,000円～
旅費規程、その他人事関係規程		30,000 円～	40,000円～
育児・介護休業規程		30,000 円～	40,000円～
安全・衛生管理諸規程		20,000 円～	30,000円～

※書類のデーターはお渡しできません。ご了承ください。

【 協定書の作成 】

業務内容		顧問契約	顧問契約なし
36協定	内容により別途ご相談させていただきます	10,000 円	15,000円
36協定(特別条項付き)		12,000 円	17,000円
その他の労使協定書や報告書		10,000 円～	15,000円～

【 給与計算業務 】

業務内容		顧問契約	顧問契約なし
初期設定	事業所登録・初期設定費用 (初回導入時のみ)	10,000 円	20,000 円
	個人別データ登録費用(初 回導入時のみ)	1,000 円/名	1,000 円/名
月次給与計算	基本報酬	1,000 円/名	1,500 円/名
賞与計算	基本報酬	1,000 円/名	1,500 円/名
退職金計算	基本報酬	2,000 円/名	3,000 円/名
年末調整	源泉徴収簿・源泉徴収票・ 給与支払報告書の印刷を 含む	2,000 円/名	3,000 円/名

元になる集計データをいただいてから、給与明細・賃金台帳・振込データを出力しお渡しするまでの業務です。

【行政官庁からの立合い・調査への対応】

事案ごとに、それぞれの内容や難易度及び作成書類等によって個別にお見積もりいたします。

		顧問契約	顧問契約なし
基本料金(事前準備・立会いタイムチャージを含む)	事案ごとに内容や難易度及び作成書類によって個別にお見積もりいたします	30,000円～	50,000円～
是正報告報告・書類作成書		10,000円～	15,000円～

- ※ 事前に書類確認を行い、当日のフローと想定リスクをお知らせします。
- ※ 就業規則等の改定が必要な場合は、別途申し受けます。
- ※ 滋賀・京都・大阪以外に出張が必要な場合は、別途交通費・宿泊費・日当を申し受けます。
- ※ 是正報告書・改善報告書のみの対応の場合は書類作成費用にて申し受けます。

【個別労働関係紛争解決代理業務(あっせん等)への対応】

労働者の方・会社様のご依頼をお受けいたします。

		顧問契約	顧問契約なし
着手・調査準備料金	事案ごとに、個別にお見積もりいたします。	15,000円～	30,000円～
立会いタイムチャージ		10,000 円～/時間	15,000 円～/時間
あっせん申請書・答弁書の作成		10,000円～	15,000円～
和解成功報酬額		和解金の10%	和解金の15%

★個別労働関係紛争の当事者が、都道府県労働局の紛争調整委員会や民間ADR機関にあっせん申請等を行う場合(また、あっせん申請等の相手方となった場合)において相談に応じ、また代理人として代理業務を行うことは特定社会保険労務士にのみ与えられた業務です。

- ※ 事前に書類確認を行い、当日のフローと想定リスクをお知らせします。
- ※ 労働者(退職者含む)の方については「顧問契約」上の報酬額となります。
- ※ 滋賀・京都・大阪以外に出張が必要な場合は、別途交通費・宿泊費・日当を申し受けます。

【労務監査・労働条件審査】

コンプライアンスの観点より、成果物の定義、プロジェクト期間を加味した上で、個別にお見積もりいたします。

50,000円～

使用書式確認を含めて、運用が適正に行われているかのチェックを行います。

【労働相談】

1回(30分～1時間程度) 5,000円～10,000円

【助成金・給付金等の申請報酬】

一つの申請・請求ごとに、それぞれの内容や難易度及び作成する書類等によって個別にお見積もりいたします。

受給額の 15～25%

※受給額に関わらず、最低報酬額は10,000円です

- ※ 助成金、給付金は必ず給付されるものではありません。当事務所の重過失によらずに受給ができないこともあり得ます。受給の100%補償は出来かねますのでご了承ください。